

安全衛生委員会が指定する制限対象地域（令和3年12月1日～令和4年1月10日）

— 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人金沢工業大学活動制限指針別紙 —

令和3年11月29日現在

安全衛生委員会

な し

制限対象地域

従前のとおり3密（密集・密接・密閉）を避ける、マスクの着用、手洗い、換気など、基本的な感染対策が有効です。「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける行動を引き続きお願いします。

1. 教育活動の優先

- 対面授業の実施内容（対象学生・日程等）は、各学校が定めたとおりであり、対面授業を優先した運営をお願いします。

2. 県外へ移動した学生、出張等が許可された教職員

- 現在、制限対象地域は設けませんが、適宜感染防止策を講じてください。
【制限対象地域を指定した場合】
- 制限対象地域へ移動した学生は1週間のキャンパス立ち入りを禁止する。出張等から帰着した教員は、1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での勤務を行う。但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生・教職員は、移動又は出張等の帰着後の1週間の在宅勤務等を除外できる。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。

3. 県外からの来訪者等と接触した学生、教職員

- 現在、制限対象地域は設けませんが、適宜感染防止策を講じてください。
【制限対象地域を指定した場合】
- 制限対象地域からの来訪者と接触した学生は、1週間のキャンパス立ち入りを禁止する。同様に教員は、1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での勤務を行う。但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生・教職員は、来訪者との接触後の1週間の在宅勤務等を除外できる。
- 来訪者が居住する地域が発表している行動制限を尊重してください。

注記1. 大学の学外授業は原則可能とし事前に申請書を提出し、許可されたものに限る。また、課外活動（学外）は、事前に申請書が提出され許可されたものは実施可能とする。高専については、別途取り扱う。

注記2. 当該期間に行われる学生募集活動等については別途取り扱う。

政府が「緊急事態宣言」ならびに「まん延防止等重点措置」の解除以降、全国的な感染者の減少傾向が継続しています。学園は第6波の感染再拡大を注視していますが、現況を踏まえ令和4年1月10日まで「制限対象地域（都道府県）」を設けません。

なお、感染状況により現行の「制限対象地域」を見直す場合がありますので、十分注意してください。

直近1週間の人口10万人あたりの
新規感染者数



11/15～11/21



【参考】宮崎県が作成した「全国の感染状況について」（宮崎県HPより）